

平成 21 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 鉄 人 化 計 画
代表者名 代表取締役社長 日野 洋一
(コード番号 : 2404 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 浦野 敏男
(. 03 - 5773 - 9184)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議において、平成 20 年 11 月 26 日開催の第 10 回定時株主総会において承認されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対して新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社グループの連結業績の向上並びに企業価値の向上を図るものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社鉄人化計画 第 4 回新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当 社 取 締 役	5 名 250 個
当 社 監 査 役	4 名 40 個
当社従業員並びに当社子会社取締役・監査役 及び従業員	125 名 668 個
合 計	134 名 958 個

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 958 株

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合にはその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値）に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の総数

958 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とする。ただし、上記(3)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(6) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

金銭の払込みを要しない。

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成 22 年 12 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権について一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。

新株予約権の相続はこれを認めない。

その他の行使条件については、当社取締役会決議により定めるものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

増加する資本準備金の額は、上記 に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が、(8) に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

その他の取得事由及び取得条件については、株主総会決議及び本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものと

する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(9)に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得については、再編対象会社の承認を得るものとする。

新株予約権の取得に関する事項

前記(10)に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(13) 新株予約権の割当日

平成 21 年 6 月 25 日

(14) 行使時に交付すべき株式数の 1 株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(16) その他細目事項は、別途定める「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

以 上